

(証券コード3376)

2021年11月5日

株 主 各 位

京都市下京区松原通烏丸西入ル玉津島町303番地

株式会社 オンリー

代表取締役社長 中村直樹

第45期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第45期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年11月25日（木曜日）営業時間終了時（午後6時30分）までにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年11月26日（金曜日）午前10時
 2. 場 所 京都市下京区松原通烏丸西入ル玉津島町303番地
株式会社オンリー本社ビル3階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第45期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第45期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 取締役4名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当日ご出席の株主様は、開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防対策にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、当日会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。
 - ◎ 事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する事情が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページに掲載いたします。

掲載アドレス <http://www.only.co.jp/>

添付書類

事業報告

(2020年9月1日から2021年8月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が都市部を中心とした多くの都道府県で実施されるなど、厳しい状況で推移しました。国内においてはワクチン接種が徐々に進み、経済の正常化に向けて大きく動き始めておりますが、依然として先行き不透明な状況が続いております。

紳士服市場におきましては、スーツ着人口が減少していることに加えて外出自粛やテレワークの導入促進に伴いワークスタイルの多様化が一層進んでおり、依然として厳しい状況が続いております。

こうした状況の中で、当社グループは、「笑顔」、「感謝」、「清掃・整頓」を行動理念に掲げ、顧客満足最大化を目指して、以下のとおり取り組んでまいりました。

商品面につきましては、2020年秋冬は「Your Own Colors（自分色を纏う）」をテーマに「色」に注目した商品を展開しました。ビジネスを逸脱しない絶妙な配色の生地を取り扱い、スーツの新モデルも投入することによって、高感度の顧客層の獲得や買上単価の増加に取り組みました。2021年春夏は、ビジネスウェアの多様化に対応して、スーツとしてだけでなくジャケットとパンツをそれぞれ単品としても着回せるセットアップスーツを強化いたしました。オーダースーツにおいては納期の短縮に取り組みました。テーラーメイドスーツの納期は約3週間を約2週間に、ミニマルオーダースーツの納期は約2ヶ月を約6週間に短縮いたしました。

販売店舗につきましては、2021年4月の緊急事態宣言発令に伴い、東京、大阪を中心に当社グループが出店する商業施設に休業要請が行われました。これにより当社グループにおいても、休業や営業時間短縮を実施いたしました。店舗数につきましては、本社を置く京都市に新規開業する商業施設へオーダースーツを強化した新店舗を出店したこともあり、「オンリー（オンリープレミオ東京、オンリープレミオ、オンリーウィメン、エディットアンド

オンリーを含む)」は2店舗の出店、5店舗を閉店して31店舗、アウトレット販売等を行う「スーツアンドスーツ」は6店舗の出店、4店舗を閉店して25店舗となりました。

以上により、当連結会計年度末の当社グループの店舗数合計は56店舗となりました（前期末比1店舗減）。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、商業施設の休業や外出自粛による個人消費の縮小の影響もあり46億79百万円（前期比12.5%減）となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、家賃の減額や販促費の抑制等、経費全般の削減に努めたことにより29億71百万円（同6.7%減）となりました。

利益面につきましては、営業損失は2億75百万円（前期は営業利益30百万円）となりました。営業外収益に受取賃貸料2億48百万円、助成金収入35百万円を計上しましたが、経常損失は50百万円（前期は経常利益2億21百万円）となりました。また、4月以降の商業施設の休業期間に発生した地代家賃の減額等を特別利益に臨時休業等による収入として63百万円計上、一方で休業期間における固定費（人件費・地代家賃・減価償却費）を特別損失に臨時休業等による損失として49百万円、減損損失を45百万円、それぞれ計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は、32百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益1億1百万円）となりました。

当期の期末配当につきましては、業績及び財務体質の強化などを総合的に勘案し、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただきたいと存じます。

なお、当社グループは紳士服、婦人服及び関連商品の製造・販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は2億60百万円となりました。その主な内訳は、内装等店舗設備が1億62百万円、工具、器具及び備品が22百万円、店舗設備などの不動産賃貸借契約に係る差入保証金が70百万円であります。

（3）資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

紳士服業界においては、少子高齢化等によりスーツ着用人口が減少していることに加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響による外出自粛やテレワークの導入促進に伴いワークスタイルの多様化が一層進んでおり、スーツを含むビジネスウェアの販売金額は減少すると予想しております。

当社グループは新たな設備投資や人材の確保に資金を投じ、さらなる高品質・高付加価値の商品を提供できる生産体制を構築しつつ、低価格帯の商品においては、製造工程を抜本的に見直すことにより、製造工程の最適化を目指します。

また、当社グループが、より安定的な収益を確保するためには、事業ポートフォリオを分散させる必要があると考えており、収益性の高い不動産への投資や既存事業との親和性の高い周辺領域へ新規進出を考えています。

さらに、デジタルトランスフォーメーション（DX）への積極的な投資を実施いたします。ビジネスウェアの着用機会が増加していく若年層のお客様を獲得するに際して、WEBマーケティングやECストアの強化を図り、インターネットやデジタル領域を活用したアプローチを強化する必要があると考えています。

なお、新型コロナウイルスに対しましては、今後も企業活動に影響が出てくることが予想されます。当社グループでは、感染状況や経済への影響を注視し、柔軟に対応してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

項目	第42期 (2018年8月期)	第43期 (2019年8月期)	第44期 (2020年8月期)	第45期 (当連結会計年度) (2021年8月期)
売上高(百万円)	7,130	7,242	5,348	4,679
経常利益又は 経常損失(△)(百万円)	908	794	221	△50
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 当期純損失(△) 1株当たり	569	500	101	△32
当期純利益又は 当期純損失(△) 1株当たり (円)	116.88	102.87	20.81	△6.65
総資産(百万円)	7,840	8,313	9,562	8,895
純資産(百万円)	6,463	6,793	6,744	6,678
1株当たり 純資産額 (円)	1,328.08	1,395.95	1,395.64	1,381.99

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づいて算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社オンリーファクトリー	10,000千円	100%	紳士服及び婦人服の製造販売業
株式会社オンリートレンタ	10,000千円	100%	紳士服及び婦人服の販売業

(注) 株式会社オンリートレンタは「スーツアンドスーツ」の店舗を運営しております。

(7) 主要な事業内容 (2021年8月31日現在)

当社グループの主たる事業は、紳士服、婦人服及び関連商品の企画・生産・販売であり、主な取扱品目は、スーツ及びシャツ・ネクタイであります。スーツについては、プレタポルテに加えて、オーダースーツの製造販売を行っております。

(8) 主要な事業所及び工場 (2021年8月31日現在)

- ① 本社 京都市下京区松原通烏丸西入ル玉津島町303番地
- ② 東京本部 東京都千代田区有楽町2-2-3
- ③ オンリー商品センター 京都市山科区勧修寺瀬戸河原町126
- ④ 株式会社オンリーファクトリー (オーダースーツ製造工場)
佐賀県武雄市武雄町大字武雄2011番地1
- ⑤ 販売店舗

当社グループは、当社商品の販売のため、国内に56店舗を有しております。地域別及び業態別に表示すると次のとおりであります。

業態	北海道	関東	中部	近畿	中国	九州	合計
オンリー	2	6	6	13	3	1	31
スーツアンドスーツ	1	7	2	12	2	1	25
合計	3	13	8	25	5	2	56

(注) 1. 上記所在地の地方区分は都道府県別に次のとおりであります。

北海道…北海道

関東……埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

中部……静岡県、愛知県、三重県

近畿……滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県

中国……岡山県、広島県

九州……福岡県

2. オンリー業態は当社が運営し、スーツアンドスーツ業態は株式会社オンリートレンタが運営しております。

3. オンリー業態には、オンリープレミオ東京、オンリープレミオ、オンリーウィメンを含んでおります。

(9) 使用人の状況 (2021年8月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
223名 (22名)	47名減 (7名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
173名 (22名)	46名減 (7名減)	35.3歳	7.4年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2021年8月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	456百万円
株式会社三菱UFJ銀行	448百万円
三井住友信託銀行株式会社	233百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2021年8月18日開催の取締役会において、以下のとおり、いわゆるマネジメント・バイアウト (MBO) の一環として行われる株式会社紳士服中西による当社の発行済普通株式 (以下「当社株式」といいます。) に対する公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) に賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主各位に対して、本公開買付けへの応募を推奨することについて決議いたしました。当該取締役会決議は、本公開買付け及びその後の一連の手続により当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものであります。

2. 会社の現況

(1) 会社の株式に関する事項 (2021年8月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 12,000,000株
- ② 発行済株式の総数 5,972,000株 (自己株式1,139,582株を含んでおります。)
- ③ 株主数 3,508名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数(株)	持株比率 (%)
中西浩一	1,470,000	30.42
株式会社はるやまホールディングス	296,100	6.13
白神久輝	200,800	4.16
山田直邦	190,200	3.94
中西元美	140,000	2.90
中村直樹	135,180	2.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	130,200	2.69
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	113,000	2.34
中西浩之	64,000	1.32
小川敏明	59,000	1.22

(注) 1. 当社は自己株式を1,139,582株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況（2021年8月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中村直樹	株式会社オンリーファクトリー代表取締役社長 株式会社オンリーレンタ代表取締役社長
取締役相談役	中西浩一	
取締役	菱田哲也	ジェムアソシエイツ株式会社代表取締役
取締役	白田清	ドーンアンドデライト株式会社代表取締役
常勤監査役	中本己知夫	
監査役	津村俊雄	津村税理士事務所 税理士
監査役	燈田進	燈田進税理士事務所 税理士

(注) 1. 取締役菱田哲也氏及び白田清氏は社外取締役であります。

2. 監査役中本己知夫氏、津村俊雄氏及び燈田進氏は社外監査役であります。

3. 監査役中本己知夫氏は、税理士となる資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 監査役津村俊雄氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 監査役燈田進氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役菱田哲也氏及び白田清氏、並びに監査役中本己知夫氏、津村俊雄氏及び燈田進氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 社外取締役との責任限定契約について
当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
8. 社外監査役との責任限定契約について
当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について委員の過半数が社外取締役で構成される任意の報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、委員の過半数が社外取締役で構成される任意の報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

2. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長にその内容の決定を委任するものとし、代表取締役社長が当該決定を行うに当たっては、委員の過半数が社外取締役で構成される任意の報酬委員会からの答申内容を尊重するものとする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (社外取締役を除く)	25,650	25,650	—	—	2
社外取締役	12,600	12,600	—	—	2
社外監査役	6,600	6,600	—	—	3
合 計	44,850	44,850	—	—	7

(注) 1. 取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 2007年11月26日開催の第31期定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額400,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額を年額50,000千円以内と決議いただいております。

ハ. 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

④ 当事業年度における社外取締役及び社外監査役の主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	菱田 哲也	当事業年度開催の定例及び臨時取締役会15回中15回に出席し、経営全般に関する深い知識と経験に基づいて必要な発言を行うなど、その経験・見識が当社の経営に反映するよう適切な役割を果たしております。
取締役	白田 清	当事業年度開催の定例及び臨時取締役会15回中15回に出席し、経営全般に関する深い知識と経験に基づいて必要な発言を行うなど、その経験・見識が当社の経営に反映するよう適切な役割を果たしております。
監査役	中本已知夫	当事業年度開催の定例及び臨時取締役会15回中15回及び監査役会12回中12回に出席しているほか、常勤監査役として経営会議や執行役員会等の重要な会議に出席し、会計及び税務についての専門的見地やコンプライアンスに対する幅広い知識と高い識見に基づいて必要な発言を行っております。また監査役会において当社の経理システム及び内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
監査役	津村 俊雄	当事業年度開催の定例及び臨時取締役会15回中15回及び監査役会12回中12回に出席し、会計及び税務についての専門的見地から必要な発言を行っております。また監査役会において監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
監査役	燈田 進	当事業年度開催の定例及び臨時取締役会15回中13回及び監査役会12回中11回に出席し、会計及び税務についての専門的見地から必要な発言を行っております。また監査役会において監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

⑤ 社外役員以外の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

1. 社外取締役 菱田哲也

他の法人等の業務執行取締役等の兼職の状況

・ジェムアソシエイツ株式会社 代表取締役

(注) 当社は、ジェムアソシエイツ株式会社とは特別の関係はありません。

2. 社外取締役 白田 清

他の法人等の業務執行取締役等の兼職の状況

・ドーンアンドデライト株式会社 代表取締役

(注) 当社は、ドーンアンドデライト株式会社とは特別の関係はありません。

3. 社外監査役 津村俊雄

他の法人等の業務執行取締役等の兼職の状況

・津村税理士事務所 税理士

(注) 当社は、津村税理士事務所とは特別の関係はありません。

4. 社外監査役 燈田 進

他の法人等の業務執行取締役等の兼職の状況

・燈田進税理士事務所 税理士

(注) 当社は、燈田進税理士事務所とは特別の関係はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額(注)	23,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及びその他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は社訓、企業理念（仲間・正直・シンプル）、行動理念（笑顔・感謝・清掃整頓）を大切にし、本社、全国の各店舗、グループ会社の全使用人に継続的にその精神を伝達し、それを企業風土とすることにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理についての統括責任者に管理担当取締役を任命する。取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」及び「情報システム管理規程」に定め、これに従い当該情報を文書または電磁的に記録し、整理・保存する。

監査役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、代表取締役がリスク管理に関する統括責任者としてその任にあたり、各担当部門長とともに、カテゴリ別のリスクを体系的に管理するためリスク管理規程を制定する。全社的なリスクを総括的に管理する部門は経営管理本部とし、当社及び当社子会社の各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを制定し、部門毎のリスク管理体制を確立する。監査役及び内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社及び当社子会社の取締役が出席する定例の経営会議を毎月1回、取締役会を毎月1回開催し、当社及び当社子会社の業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。当社及び当社子会社の各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制並びに当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

関係会社管理規程に基づき、当社及び関係会社の管理は当社代表取締役が統括する。当社代表取締役は、円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、定期的に関係会社連絡会議を開催する。

関係会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、業務内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、経営管理本部スタッフを監査役を補助すべき使用人として指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

⑦ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、当該報告をしたことにより不利益を受けないことを確保するための体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、当社及び当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、経営会議その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令及び「監査役会規程」並びに「監査役監査規程」など社内規程に基づき監査役に報告するものとする。

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し取締役及び使用人に説明を求めることとする。

監査役への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

また「監査役会規程」及び「監査役監査規程」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用の償還等の請求をしたときは、監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとする。

⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力及び団体による不当請求に対しては、当社グループの組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力及び団体との取引関係の排除、その他一切の関係を持たない体制を整備する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記の内部統制システムに基づき、当事業年度において適切な運用を行っております。主な運用状況については以下のとおりです。

① 重要な会議の開催状況

当事業年度の主な会議の開催状況は以下のとおりです。

当社及び当社子会社の全取締役及び監査役が出席する定例及び臨時取締役会は15回開催され、各業務執行部門で収集されたリスク情報についての検討・意思決定を行っております。また、当社及び当社子会社の全取締役、常勤監査役が出席する経営会議において、業務執行の進捗状況について検討を行っております。

② 監査役の職務遂行について

常勤監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会及び経営会議に出席し、業務執行が適切に行われているかを確認し、監査役会において情報共有しております。

③ 内部監査の実施について

内部監査室は内部監査計画に基づき内部監査を実施いたしました。常勤監査役も内部監査室の内部監査に同行して業務監査を行っており、連携を図っております。また、内部監査の結果及び指摘事項に対する改善状況については、社長及び監査役に対して報告を行っております。

以上、当事業年度において内部統制システムが適切に運用されていることを確認しております。

(7) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2021年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資 産 の 部]		[負 債 の 部]	
流 動 資 産	4,506,768	流 動 負 債	1,169,808
現金及び預金	3,082,397	買 掛 金	93,859
売 掛 金	160,901	1年以内返済予定長期借入金	672,000
商 品 及 び 製 品	939,841	未 払 法 人 税 等	27,615
仕 掛 品	6,393	ポ イ ン ト 引 当 金	49,578
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	224,331	そ の 他	326,755
そ の 他	92,902	固 定 負 債	1,047,783
固 定 資 産	4,389,162	長 期 借 入 金	466,000
(有形固定資産)	1,059,141	退 職 給 付 に 係 る 負 債	90,281
建 物 及 び 構 築 物	610,195	資 産 除 去 債 務	210,959
工 具 、 器 具 及 び 備 品	48,113	長 期 未 払 金	134,150
土 地	390,378	そ の 他	146,392
そ の 他	10,454	負 債 合 計	2,217,592
(無形固定資産)	35,476	[純 資 産 の 部]	
(投資その他の資産)	3,294,544	株 主 資 本	6,678,338
繰 延 税 金 資 産	182,197	資 本 金	1,079,850
差 入 保 証 金	802,636	資 本 剰 余 金	1,212,204
投 資 不 動 産	2,294,642	利 益 剰 余 金	4,778,334
そ の 他	25,068	自 己 株 式	△392,050
貸 倒 引 当 金	△10,000	純 資 産 合 計	6,678,338
資 産 合 計	8,895,930	負 債 ・ 純 資 産 合 計	8,895,930

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年9月1日から2021年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,679,584
売 上 原 価		1,984,450
売 上 総 利 益		2,695,133
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,971,105
営 業 損 失		275,972
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6	
受 取 賃 貸 料	248,692	
助 成 金 収 入	35,561	
そ の 他	3,271	287,531
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,639	
賃 貸 収 入 原 価	55,530	
そ の 他	12	62,181
経 常 損 失		50,622
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	78,002	
臨 時 休 業 等 に よ る 収 入	63,356	141,359
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	77	
減 損 損 失	45,555	
臨 時 休 業 等 に よ る 損 失	49,170	94,803
税金等調整前当期純損失		4,067
法人税、住民税及び事業税	57,176	
法人税等調整額	△29,086	28,090
当 期 純 損 失		32,157
親会社株主に帰属する当期純損失		32,157

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年9月1日から2021年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
2020年9月1日残高	1,079,850	1,212,204	4,844,319	△392,050	6,744,323
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△33,826		△33,826
親会社株主に帰属する当期純損失			△32,157		△32,157
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△65,984	—	△65,984
2021年8月31日残高	1,079,850	1,212,204	4,778,334	△392,050	6,678,338

	純資産合計
2020年9月1日残高	6,744,323
連結会計年度中の変動額	
剰余金の配当	△33,826
親会社株主に帰属する当期純損失	△32,157
連結会計年度中の変動額合計	△65,984
2021年8月31日残高	6,678,338

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
- ① 連結子会社の状況
- ・連結子会社の数 2社
 - ・連結子会社の名称 (株)オンリーファクトリー、(株)オンリートレンタ
- ② 非連結子会社の状況 該当事項はありません。
- (2) 持分法の適用に関する事項 該当事項はありません。
- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
- (4) 会計方針に関する事項
- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
- イ. デリバティブ 時価法を採用しております。
- ロ. たな卸資産
- ・商品、原材料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
 - ・製品、仕掛品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産
- 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
- なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物 | 7～34年 |
| 工具、器具及び備品 | 3～10年 |
- ロ. 無形固定資産 定額法を採用しております。
- なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。
- ハ. 投資不動産 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
- なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|---------|--------|
| 建物及び構築物 | 15～34年 |
|---------|--------|
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金
- 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. ポイント引当金 「オンリーメンバーズ」制度に基づき、購入金額に応じて顧客へ付与したポイントの利用による将来の費用負担に備えるため、過去の利用実績率に基づき将来の費用負担見込額を計上しております。
- ④ 退職給付に係る負債の計上基準
- 当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ⑤ 重要なヘッジ会計の方法
- イ. ヘッジ会計の方法 為替予約が付されている外貨建金銭債務については、振当処理を行っております。

- | | | |
|----------------|---|---------|
| ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象 | (ヘッジ手段) | (ヘッジ対象) |
| | 為替予約 | 外貨建金銭債務 |
| ハ. ヘッジ方針 | 為替等の相場変動に伴うリスクの軽減を目的に通貨に係るデリバティブ取引を行っております。 | |
| ニ. ヘッジ有効性評価の方法 | 為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って為替予約を振当てており、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので決算日における有効性の評価を省略しております。 | |
- ⑥ その他連結計算書類作成のための基本となる事項
消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、後述の「3. 会計上の見積りに関する注記」に記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
- | | |
|--------|-------------|
| 有形固定資産 | 1,059,141千円 |
| 減損損失 | 45,555千円 |

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

各店舗で計上される固定資産は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である店舗毎にグルーピングを行い、減損の兆候を判定しております。減損の兆候があると認められる場合には、各店舗から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失に計上しております。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響は、2021年12月に向けて徐々に収束し回復に向かい、2022年1月以降は例年並の売上高が見込まれることを前提としております。

固定資産の減損損失の認識・測定に利用する見積りは、今後の新型コロナウイルス感染症の状況に加え、他の将来の不確実な経済状況や市場価格の変動によって影響を受ける可能性があり、将来の経営成績等が見積りと乖離した場合には、固定資産の評価に影響を与え、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 追加情報

当社に対する公開買付け

当社は、2021年8月18日開催の取締役会において、以下のとおり、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)(注)の一環として行われる株式会社紳士服中西(以下「公開買付者」といいます。)による当社の発行済普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主各位に対して、本公開買付けへの応募を推奨することについて決議いたしました。当該取締役会決議は、本公開買付け及びその後の一連の手続により当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものであります。

なお、本公開買付けの期間及び決済開始日については、10月1日付で公開買付届出書の訂正届出書を提出されており、以下は当該変更後の内容を記載しております。

(注)「マネジメント・バイアウト(MBO)」とは、一般に、買収対象者の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象者の事業の継続を前提として買収対象者の株式を取得する取引をいいます。

(1) 公開買付者の概要

① 名称	株式会社紳士服中西
② 所在地	京都市下京区松原通烏丸西入ル玉津島町303番地
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 中西 浩一
④ 事業内容	当社の株式等を取得及び所有すること
⑤ 資本金	5百万円
⑥ 設立年月日	2021年7月21日
⑦ 大株主及び持株比率	中西 浩一 1.00% 中西 浩之 99.00%
⑧ 当社と公開買付者の関係	
資本関係	公開買付者と当社の間には、記載すべき資本関係はありません。なお、公開買付者の代表取締役である中西浩一氏は、当社株式を1,470,000株（所有割合（注1）30.42%）所有しております。
人的関係	当社の取締役相談役である中西浩一氏が、公開買付者の代表取締役を兼務しております。
取引関係	該当事項はありません。
関連当事者への該当状況	公開買付者は、当社の取締役相談役である中西浩一氏が議決権の全部（注2）を所有しており、当社の関連当事者に該当します。

（注1）「所有割合」とは、当社が2021年7月14日に提出した第45期第3四半期報告書（以下「当社四半期報告書」といいます。）に記載された2021年5月31日現在の当社の発行済株式総数（5,972,000株）から、当社四半期報告書に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数（1,139,582株）を控除した株式数（4,832,418株）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載について同じとします。

（注2）2021年8月18日現在、公開買付者における発行済株式総数のうち、中西浩一氏が普通株式の全てである10株を所有しており、中西浩之氏が無議決権株式の全てである990株を所有しているとのことです。なお、当該無議決権株式は、株主総会における議決権が付与されていない点を除き、普通株式と同じ権利が設定されている種類株式であり、普通株式への転換請求権は設定されていないとのことです。

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、765円

(3) 買付け等の期間

2021年8月19日（木曜日）から2021年10月15日（金曜日）まで（40営業日）

(4) 買付け予定の株券等の数

買付予定数 4,832,418株

買付予定数の下限 3,271,160株（注）

買付予定数の上限 一株

（注）本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を3,271,160株（所有割合：67.69%）としており、本公開買付けに応募された株券等の合計が買付予定数の下限（3,271,160株）に満たない場合には、応募株券等の全ての買付け等を行わないこととしております。

(5) 決済の開始日

2021年10月22日（金曜日）

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	1,481,138千円
投資不動産の減価償却累計額	235,953千円

6. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類
営業店舗	東京都中央区他、 合計7物件	建物及び構築物、工具、器具及び 備品、その他（投資その他の資産）

(資産のグルーピングの方法)

当社グループは、資産のグルーピングを店舗単位で行っております。また、遊休資産については個別資産毎にグルーピングを行っております。

(減損損失を認識するに至った経緯)

営業店舗のうち、閉鎖することを決定した店舗及び収益性の低下している店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(減損損失の内訳)

建物及び構築物	40,194千円
工具、器具及び備品	4,459千円
投資その他の資産 その他	901千円
減損損失 合計	45,555千円

(回収可能価額の算定方法)

資産の回収可能価額は、正味売却価額により算定しており、転用可能な資産以外について売却可能性が見込めないため零としております。

(2) 臨時休業等による収入

2021年4月の緊急事態宣言発令に伴い、東京、大阪を中心に当社グループが出店する商業施設への休業要請により、営業時間短縮及び臨時休業を行っております。その期間中に発生した地代家賃の減額並びに雇用調整助成金等を臨時休業等による収入として、特別利益に計上しております。

(3) 臨時休業等による損失

2021年4月の緊急事態宣言発令に伴い、東京、大阪を中心に当社グループが出店する商業施設への休業要請により、営業時間短縮及び臨時休業を行っております。その期間中に発生した固定費（人件費・地代家賃・減価償却費）を臨時休業等による損失として、特別損失に計上しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	5,972,000	-	-	5,972,000

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

2020年11月25日開催の第44期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 33,826千円
- ・ 1株当たり配当額 7円
- ・ 基準日 2020年8月31日
- ・ 効力発生日 2020年11月26日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引については、将来の為替相場の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されておりますが、取引先毎に期日管理や残高管理を行うことにより、当該リスクを管理しております。

不動産賃借等に係る差入保証金は、差入先・預託先の信用リスクに晒されておりますが、定期的な残高管理や各種信用情報等を把握することにより、当該リスクを管理しております。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日となっております。買掛金には外貨建のものが含まれており、これらについては為替相場の変動リスクに晒されておりますが、為替予約取引を利用することにより、リスクをヘッジしております。

長期借入金は、主に営業取引や設備投資に係る資金調達であり、返済日は決算日後、最長で約2年であります。

長期未払金は、役員退職慰労金の打切支給に係る債務であり、各役員の退職時に支給する予定であります。

デリバティブ取引は、上述の為替予約取引であり、「デリバティブ管理規程」によりデリバティブ取引の利用をヘッジ会計が適用可能な取引に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計方針に関する事項 ⑤ 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注)4. 参照)

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
①現金及び預金	3,082,397	3,082,397	—
②売掛金	160,901	160,901	—
③差入保証金	802,636	803,795	1,159
資産計	4,045,935	4,047,094	1,159
④買掛金	93,859	93,859	—
⑤長期借入金	1,138,000	1,137,450	△549
負債計	1,231,859	1,231,310	△549

- (注) 1. ⑤長期借入金には、1年以内返済予定長期借入金を含めております。
2. 金融商品の時価の算定方法
- ①現金及び預金、②売掛金並びに④買掛金
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- ③差入保証金
時価は、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。
- ⑤長期借入金
時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
3. デリバティブ取引に関する事項
- ①ヘッジ会計が適用されていないもの
該当事項はありません。
- ②ヘッジ会計が適用されているもの
該当事項はありません。
4. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	連結貸借対照表計上額 (千円)
長期未払金 (※)	134,150

(※) 長期未払金は、各役員の退職時期が特定されておらず時価の算定が困難なため、時価開示の対象とはしておりません。

9. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループでは、京都市において商業ビルを所有し、その全部を賃貸しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は193,162千円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸原価は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額 (千円)			当連結会計年度末の時価 (千円)
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
2,328,001	△33,359	2,294,642	3,623,939

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額は減価償却によるものであります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）に基づく金額であります。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,381円99銭
1株当たり当期純損失	6円65銭

貸借対照表

(2021年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資 産 の 部]		[負 債 の 部]	
流 動 資 産	3,632,651	流 動 負 債	1,092,299
現金及び預金	2,650,576	買掛金	105,756
売掛金	127,985	1年以内返済予定長期借入金	672,000
商品	661,756	未払金	93,105
原材料	61,565	未払費用	60,581
前渡金	39,472	未払法人税等	7,315
前払費用	13,592	前受金	74,784
未収入金	38,032	ポイント引当金	39,763
その他	39,670	その他	38,991
固 定 資 産	4,151,659	固 定 負 債	992,385
(有形固定資産)	790,976	長期借入金	466,000
建物	486,569	退職給付引当金	77,607
車両運搬具	0	資産除去債務	170,090
工具、器具及び備品	37,682	長期未払金	132,295
土地	266,724	その他	146,392
(無形固定資産)	35,374	負 債 合 計	2,084,684
商標権	7	[純 資 産 の 部]	
ソフトウェア	35,366	株 主 資 本	5,699,626
(投資その他の資産)	3,325,308	資本金	1,079,850
関係会社株式	22,298	資本剰余金	1,212,204
出資金	4,520	資本準備金	1,186,500
関係会社長期貸付金	46,500	その他資本剰余金	25,704
長期前払費用	7,540	利益剰余金	3,799,622
繰延税金資産	147,170	利益準備金	4,000
差入保証金	802,636	その他利益剰余金	3,795,622
投資不動産	2,294,642	別途積立金	38,300
その他	10,000	繰越利益剰余金	3,757,322
貸倒引当金	△10,000	自己株式	△392,050
資 産 合 計	7,784,310	純 資 産 合 計	5,699,626
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,784,310

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年9月1日から2021年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,675,977
売 上 原 価		1,689,100
売 上 総 利 益		1,986,876
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,326,790
営 業 損 失		339,914
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	374	
受 取 配 当 金	14,100	
受 取 手 数 料	23,052	
受 取 賃 貸 料	258,151	
助 成 金 収 入	11,001	
そ の 他	2,246	308,924
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,639	
賃 貸 収 入 原 価	61,384	
そ の 他	7	68,030
経 常 損 失		99,020
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	78,002	
臨 時 休 業 等 に よ る 収 入	60,764	138,767
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	77	
減 損 損 失	41,075	
臨 時 休 業 等 に よ る 損 失	39,732	80,885
税 引 前 当 期 純 損 失		41,139
法人税、住民税及び事業税	25,319	
法人税等調整額	△16,625	8,694
当 期 純 損 失		49,833

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年9月1日から2021年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 準 備 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 計
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
2020年9月1日残高	1,079,850	1,186,500	25,704	1,212,204	4,000	38,300	3,840,983	3,883,283
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△33,826	△33,826
当期純損失							△49,833	△49,833
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	△83,660	△83,660
2021年8月31日残高	1,079,850	1,186,500	25,704	1,212,204	4,000	38,300	3,757,322	3,799,622

	株 主 資 本		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	
2020年9月1日残高	△392,050	5,783,286	5,783,286
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		△33,826	△33,826
当期純損失		△49,833	△49,833
事業年度中の変動額合計	-	△83,660	△83,660
2021年8月31日残高	△392,050	5,699,626	5,699,626

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式
- ② デリバティブ
- ③ たな卸資産
 - ・商品、原材料

移動平均法による原価法を採用しております。
時価法を採用しております。

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7～34年
工具、器具及び備品	3～10年

- ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。

- ③ 投資不動産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～34年
----	--------

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② ポイント引当金

「オンリーメンバーズ」制度に基づき、購入金額に応じて顧客へ付与したポイントの利用による将来の費用負担に備えるため、過去の利用実績率に基づき将来の費用負担見込額を計上しております。

- ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務見込額（簡便法）に基づき必要額を計上しております。

(4) ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債務については、振当処理を行っております。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
為替予約	外貨建金銭債務

- ③ ヘッジ方針

為替等の相場変動に伴うリスクの軽減を目的に通貨に係るデリバティブ取引を行っております。

- ④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って為替予約を振当てており、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので決算日における有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

- 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、後述の「3. 会計上の見積りに関する注記」に記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
 - 有形固定資産 790,976千円
 - 減損損失 41,075千円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記」に記載のとおりであります。

4. 追加情報

当社に対する公開買付け

連結注記表「4. 追加情報」に記載のとおりであります。

5. 貸借対照表に関する注記

- (1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
 - ① 短期金銭債権 42,485千円
 - ② 長期金銭債権 46,500千円
 - ③ 短期金銭債務 32,114千円
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,392,314千円
投資不動産の減価償却累計額 235,953千円
- (3) 取締役等に対する金銭債務
長期未払金 132,295千円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	225,234千円
② 仕入高	353,567千円
③ 販売費及び一般管理費	2,925千円
④ 営業取引以外の取引高	46,981千円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類
営業店舗	東京都中央区他、 合計7物件	建物、工具、器具及び備品、 長期前払費用

(資産のグルーピングの方法)

当社は、資産のグルーピングを店舗単位で行っております。また、遊休資産については個別資産毎にグルーピングを行っております。

(減損損失を認識するに至った経緯)

営業店舗のうち、閉鎖することを決定した店舗及び収益性の低下している店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(減損損失の内訳)

建物	35,858千円
工具、器具及び備品	4,315千円
長期前払費用	901千円
減損損失 合計	41,075千円

(回収可能価額の算定方法)

資産の回収可能価額は、正味売却価額により算定しており、転用可能な資産以外について売却可能性が見込めないため零としております。

(3) 臨時休業等による収入

2021年4月の緊急事態宣言発令に伴い、東京、大阪を中心に当社が出店する商業施設への休業要請により、営業時間短縮及び臨時休業を行っております。その期間中に発生した地代家賃の減額並びに雇用調整助成金等を臨時休業等による収入として、特別利益に計上しております。

(4) 臨時休業等による損失

2021年4月の緊急事態宣言発令に伴い、東京、大阪を中心に当社が出店する商業施設への休業要請により、営業時間短縮及び臨時休業を行っております。その期間中に発生した固定費（人件費・地代家賃・減価償却費）を臨時休業等による損失として、特別損失に計上しております。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	1,139,582	—	—	1,139,582

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

商品	28,356千円
ポイント引当金	12,139千円
未払事業税	969千円
未払賞与	6,789千円
未払金	1,692千円
未払費用	1,793千円
資産除去債務	51,928千円
長期未払金	40,389千円
退職給付引当金	23,693千円
減損損失	4,777千円
関係会社株式評価損	915千円
貸倒引当金	3,053千円
繰越欠損金	24,607千円
小計	201,106千円
評価性引当額	△45,841千円
繰延税金資産合計	155,265千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	8,094千円
繰延税金負債合計	8,094千円
繰延税金資産純額	147,170千円

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,179円46銭
1株当たり当期純損失	10円31銭

独立監査人の監査報告書

2021年10月11日

株式会社オンリー
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 尾仲伸之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木戸脇美紀 印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オンリーの2020年9月1日から2021年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オンリー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は、2021年8月18日開催の取締役会において、株式会社紳士服中西による会社の発行済普通株式に対する公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、会社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することについて決議をしている。なお、当該取締役会決議は、本公開買付け及びその後の一連の手続により上場廃止となる予定であることを前提として行われたものである。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年10月11日

株式会社オンリー
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 尾仲伸之 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 木戸脇美紀 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オンリーの2020年9月1日から2021年8月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は、2021年8月18日開催の取締役会において、株式会社紳士服中西による会社の発行済普通株式に対する公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、会社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することについて決議をしている。なお、当該取締役会決議は、本公開買付け及びその後の一連の手続により上場廃止となる予定であることを前提として行われたものである。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2020年9月1日から2021年8月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に基づき、当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、主要な事務所において業務の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であり、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年10月11日

株式会社オンリー 監査役会

常 勤 監 査 役 中 本 己 知 夫 ㊞

監 査 役 津 村 俊 雄 ㊞

監 査 役 燈 田 進 ㊞

(注) 監査役中本己知夫、津村俊雄及び燈田進は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役4名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
1	なかむら なおき 中 村 直 樹 (1971年2月22日)	2001年1月 当社入社 2006年4月 当社執行役員管理担当 2006年5月 当社執行役員管理部長 2007年11月 当社取締役管理本部長 2010年8月 当社取締役管理本部長兼商品本部長 2011年2月 当社常務取締役 2015年9月 当社取締役常務執行役員スーツアンド スーツ事業本部長兼経営企画室長 2016年1月 当社取締役常務執行役員商品グループ 本部長 2016年12月 当社取締役常務執行役員管理本部長 2017年8月 当社取締役常務執行役員経営管理本 部長 2019年11月 当社代表取締役社長（現任） 2019年11月 株式会社オンリートレンタ代表取締 役社長（現任） 2020年9月 株式会社オンリーファクトリー代表取 締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社オンリーファクトリー代表取締役社長 株式会社オンリートレンタ代表取締役社長	135,180株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
2	なかにし こういち 中西 浩一 (1946年9月15日)	1965年10月 紳士服渡辺入社 1970年9月 紳士服中西設立 1976年6月 当社設立 代表取締役社長 2002年6月 当社代表取締役会長 2004年6月 株式会社オンリーファクトリー代表取締役社長 2005年12月 株式会社オンリーファクトリー代表取締役会長 2006年6月 当社代表取締役会長兼社長 2008年11月 株式会社オンリートレンタ代表取締役社長 2014年11月 当社取締役会長 2015年10月 当社代表取締役会長兼社長 2015年10月 株式会社オンリートレンタ代表取締役社長 2019年5月 当社代表取締役会長 2020年9月 当社取締役相談役(現任)	1,470,000株
3	ひしだ てつや 菱田 哲也 (1955年5月6日)	1982年12月 アーサーアンダーセンアンドカンパニー入社 1987年3月 ジェムアソシエイツ株式会社設立代表取締役(現任) 2001年5月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) ジェムアソシエイツ株式会社代表取締役	26,990株
4	しらた きよし 白田 清 (1951年2月27日)	1973年4月 長銀不動産株式会社入社 1992年4月 株式会社日本リース(現日本GE株式会社)転籍 2005年1月 GEキャピタルリーシング株式会社取締役営業本部長 2008年6月 GEフィナンシャルサービス株式会社上席執行役員副社長兼営業本部長 2010年2月 日本GE株式会社常務執行役員 2012年3月 ドーンアンドデライト株式会社代表取締役(現任) 2012年11月 当社常勤監査役 2014年11月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) ドーンアンドデライト株式会社代表取締役	490株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 菱田哲也氏及び白田清氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
3. 菱田哲也氏及び白田清氏は、経営者としての豊富な経験と高い識見を有しており、その経験・識見を当社の経営に反映していただくために、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 菱田哲也氏及び白田清氏は、現在当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって菱田哲也氏は20年、白田清氏は7年であります。なお、白田清氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
5. 当社は、菱田哲也氏及び白田清氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役中本已知夫氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位	所有する 当社株式の数
なかもと みちお 中本 已知夫 (1953年3月30日)	1971年4月 大阪国税局入局 2004年7月 新宮税務署長 2008年7月 国税庁長官官房 大阪派遣次席国税庁監察官 2010年7月 葛城税務署長 2012年7月 尼崎税務署長 2013年7月 大阪国税局退局 2013年11月 当社常勤監査役(現任)	一株

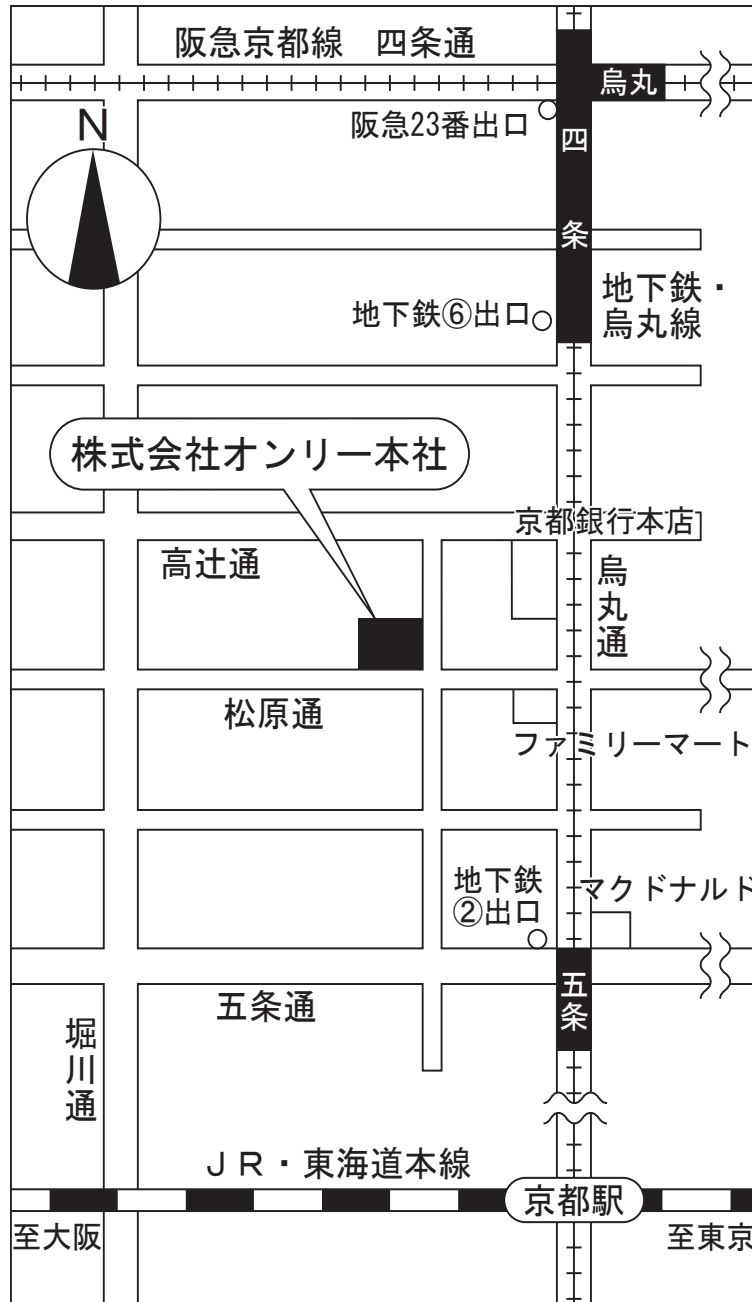
- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中本已知夫氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
3. 中本已知夫氏は、税理士となる資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものとして選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 中本已知夫氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年であります。
5. 当社は、中本已知夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、監査役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。)等を填補することとしております。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 : 京都市下京区松原通烏丸西入ル玉津島町303番地
株式会社オンリー本社ビル3階
TEL 075-354-4129

交通機関 : 阪急京都線烏丸駅下車西改札口を出て23番出口から徒歩約8分
地下鉄烏丸線四条駅下車⑥出口から徒歩約6分
地下鉄烏丸線五条駅下車②出口から徒歩約5分



なお、駐車場はございませんので、お手数ですが、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。